様式

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

平成29年8月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事　　◉市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	杉並区
4. 届出番号	20
5. 独自利用事務の事例番号	116-0-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/annai/mynumber/1032179.html

執行機関名　杉並区長

知事等（教育委員会）が行うその他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	保育室事業の実施に係る利用者負担額の決定及び変更に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1　第16の項 保育室事業の実施に係る利用者負担額の決定及び変更に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）　第1条	杉並区保育室事業実施要綱　第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条　この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定による保育所（以下「認可保育所」という。）に対する区民の保育需要の急増を受け、認可保育所を補完するための緊急対策として実施する杉並区保育室事業について必要な事項を定め、もって区民が安心して子育てが出来る環境を整備することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		杉並区保育室事業実施要綱（平成21年3月31日杉並第70637号） 子ども・子育て支援法施行令（平成28年政令第213号）